

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正
 (企画調整課) 3
- 亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
 (教育総務課) 4

—— 規 則 ——

- 亀岡市自治功労者等表彰規則の一部改正
 (秘書課) 5

—— 告 示 ——

- 亀岡市障害児保護者就労支援事業実施要綱
 (障がい福祉課) 6
- 公示送達 (高齢福祉課) 7
- 公示送達 (保険医療課) 8
- 公示送達 (保険医療課) 9
- 亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱の一部改正 (保育課) 11
- 指定居宅介護支援事業所の指定
 (高齢福祉課) 11
- 公示送達 (税務課) 12
- 指定居宅介護支援事業所の指定
 (高齢福祉課) 13
- 亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱 (保育課) 13
- 市道路線の区域変更に関する告示
 (土木管理課) 16

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 17
- 亀岡市森林整備計画の樹立に伴う計画案の縦覧
 (農林振興課) 20
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 21
- 農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 27
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定
 (総務課) 27
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 28
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募
 (契約検査課) 34

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和6年3月定例総会の開催 41

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事業業者指定の告示 41

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 41

○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示 42

○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示 42

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 43

市立病院欄

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果 43

公布された条例のあらまし

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、市長公室、政策企画部、生涯学習部及びまちづくり推進部の分掌事務の一部について、再編整備を行うこととした。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例要綱

- 1 第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、教育に関する事務の職務権限の特例について定めることとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削る。

第2条政策企画部の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 定住促進対策（空家対策を除く。）に関する事。

第2条生涯学習部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 文化財の保護に関する事。

第2条まちづくり推進部の項に次の1号を加える。

(9) 空家対策及び活用に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(亀岡市職員定数条例の一部改正)

2 亀岡市職員定数条例（昭和30年亀岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「525人」を「565人」に改め、同条第3号中「95人」を「65人」に改め、同条第8号中「75人」を「65人」に改める。

(亀岡市文化資料館条例の一部改正)

3 亀岡市文化資料館条例（昭和60年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第1項の表中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(亀岡市文化財保護条例の一部改正)

4 亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第214号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第6条第1項中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条、第8条及び第10条から第12条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条を次のように改める。

(文化財保護審議会を設置)

第13条 法第190条第2項の規定に基づき、亀岡市文化財保護審議会（以下「保護

審議会」という。)を設置する。

第14条及び第15条中「保護委員会」を「保護審議会」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条及び第17条中「保護委員会」を「保護審議会」に改める。

第18条中「保護委員会」を「保護審議会」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

「揭示済」

亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和6年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) 亀岡市文化資料館(以下「資料館」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、資料館のみに係るものを含む。)
- (2) スポーツに関すること(学校における体

育に関することを除く。)

- (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際亀岡市教育委員会がした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に亀岡市教育委員会に対してなされた申請その他の行為のうち、同日以後に市長が管理し、又は執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

「揭示済」

規則

亀岡市自治功労者等表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市自治功労者等表彰規則の一部を改正する規則

亀岡市自治功労者等表彰規則（昭和40年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「次の各号の1に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 自治功労者

ア 4年以上市長の職にあった者

イ 8年以上副市長、教育長又は病院事業管理者の職にあった者

ウ 10年以上市議会議員の職にあった者

(2) 篤志者 公益のため本市に対し

1,000,000円以上の私財を寄附した者

(3) 模範市民 前2号に定めるもののほか、

本市の自治又は公益に関し、功績顕著な者

その他市民の模範となるべき行為のあった者で市長が市議会の意見を聴いて定めた者

第2条第1項中「前条」を「自治功労者」に改める。

第3条第1項中「その他の者」を「篤志者及び模範市民」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1条第1号ア及びイに該当する場合に

あつては、その在任中は表彰を行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市自治功労者等表彰規則（以下「表彰規則」という。）第1条第1号に掲げる自治功労者にあつては、この規則の施行の日前に死亡した者については、表彰の対象としない。

3 この規則による改正前の表彰規則第1条第3号に掲げる助役又は収入役の職にあった者の在任期間は、この規則による改正後の表彰規則第1条第1号イに掲げる副市長としての在任期間に加算する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第5号

亀岡市障害児保護者就労支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市障害児保護者就労支援事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児の日中における居場所を確保することにより、保護者の就労を支援するため、障害児保護者就労支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (3) 放課後等デイサービス 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (4) 障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、保護者が就労しており、かつ、亀岡市内に居住する障害児（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）又は放課後等デイサービスの支給決定を受けている者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業内容及び委託)

第4条 市長は、日中に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、対象者に居場所を提供し、必要な支援を行うものとする。

2 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に前項の事業の全部又は一部を委託することができる。

(利用申請)

第5条 事業を利用しようとする保護者は、亀岡市障害児保護者就労支援事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(利用決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、亀岡市障害児保護者就労支援事業利用決定通知書（別記第2号様式）により保護者に通知するものとする。

2 保護者は、市長が委託する事業者と契約を締結し、前項の利用の決定を受けた対象者（以下「利用者」という。）に必要な支援を受けさせるものとする。

(有効期間及び更新)

第7条 前条第1項の規定による利用の決定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、利用の決定を行った日から1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が18歳となる日が属する年度の有効期間は、当該年度の3月31日とする。

3 有効期間の満了後も引き続き事業を利用し

ようとする場合は、有効期間の満了日前1月以内に第5条に規定する申請書を市長に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 保護者は、利用者が事業を利用する際に、1回当たり300円の事業利用料を、第6条第2項の規定により契約を締結した事業者(以下「契約事業者」という。)に支払うものとする。

2 保護者は、利用者が事業を利用することに伴う送迎サービスを利用する際に、1回当たり500円の送迎サービス利用料を契約事業者に支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、同一世帯における2人目以降の利用者に係る事業利用料については、無料とする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。(調査等への協力)

第10条 市長は、保護者、利用者、事業者その他の関係者に対し、当該事業の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第6号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和6年2月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度第7期分介護保険料

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|---|-----|-----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状6期分

2 送達を受けるべき者

| No. | 住所 | 氏名 |
|-----|----|----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | | | 送達を受けるべき者 | |
|----|--------------|--------------|---------|-----------|-----|
| | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 更正・決定 通知書 | 令和5年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 2 | 督促状 | 令和5年度 第6期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 4 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 14 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 15 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 16 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

| | | | | | |
|----|-----|--------------|---------|----|----|
| 17 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 18 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 19 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 20 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 21 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 22 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 23 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 24 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 25 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 26 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 27 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 28 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 29 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 30 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 31 | 督促状 | 令和5年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱（令和元年亀岡市告示第177号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第2号中「4,500円」を「4,700円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和5年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 申請者の名称
株式会社デイサービスセンターあさひ
- 2 事業所番号
2671600779

- 3 事業所の名称
居宅介護支援事業所あさひ
- 4 事業所の所在地
亀岡市篠町柏原久保垣内1番地3
オプトカワモトビル1階
- 5 サービスの種類
居宅介護支援
- 6 指定年月日
令和6年3月1日

「揭示済」

亀岡市告示第11号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | 送達を受けるべき者 | |
|----|--------------------------|-----------|----|
| | | 住所 | 氏名 |
| 1 | 令和5年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 2 | 令和5年度 督促状 市府民税 第3期 | 省略 | 省略 |
| 3 | 令和5年度 督促状 市府民税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 4 | 令和5年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 5 | 令和5年度 督促状 市府民税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 6 | 令和5年度 督促状 市府民税 第3期 | 省略 | 省略 |
| 7 | 令和5年度 督促状 市府民税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 8 | 令和5年度 督促状 市府民税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 9 | 令和5年度 督促状 市府民税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 10 | 令和5年度 督促状 市府民税 第3期 | 省略 | 省略 |
| 11 | 令和5年度 督促状 市府民税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 12 | 令和5年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 13 | 令和5年度 督促状 固定資産税 第3期 | 省略 | 省略 |
| 14 | 令和5年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 15 | 令和5年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 16 | 令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 申請者の名称
株式会社康生会
- 2 事業所番号
2671600787
- 3 事業所の名称
三愛の里居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地
亀岡市宇津根町土井ノ内48番地1
- 5 サービスの種類
居宅介護支援
- 6 指定年月日
令和6年4月1日

「掲示済」

亀岡市告示第13号

亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における保育士等の人材確保及び離職防止を図ることを目的とし、奨学金の貸与を受けて保育士又は幼稚園教諭資格を取得し、市内保育施設等に勤務する者の奨学金の返還に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内保育施設等 次のいずれかに該当する亀岡市内の施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(2) 保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭をいう。

(3) 奨学金 学校教育法第1条に規定する学校又は同法第126条第2項に規定する専門学校へ就学するとき又は在学中に、自己の学費に充てることを主な目的として自己の名義で借入れた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金又は第2種奨学金

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する福祉資金（修学資金又は就学支度資金に限る。）

ウ 社会福祉法人社会福祉協議会の生活福祉資金のうち教育支援資金（教育支援費又は就学支度費に限る。）

エ 公益財団法人交通遺児育英会の奨学金

オ 一般財団法人あしなが育英会の奨学金

カ その他市長が認める奨学金

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 奨学金の貸与を受けて保育士又は幼稚園教諭の資格を取得した者

(2) 市内保育施設等で保育士等として勤務する者

(3) 1月につき120時間以上勤務する者（その者が産前産後休業、育児休業、介護休業又は疾病の療養のための休業を取得している場合は、その期間中正規の勤務時間に勤務したものとみなす。）

(4) 自ら奨学金を返還しており、かつ、奨学金の返還を延滞していない者

(5) 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）第1条に規定する一般職の職員でない者

(6) 市税の滞納がない者

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、申請年度において補助対象者となった日以後最初に奨学金の返還を行った日（以下「補助開始日」という。）から起算して60月を経過する日又は奨学金の返済が終了した日のいずれか早い日までとする。

（補助対象額）

第5条 補助金の交付の対象となる額（以下「補助対象額」という。）は、補助対象期間における奨学金の返還額（約定利息を含み、遅延利息及び振込手数料を除く。）のうち、他の補助金等の対象となるものを除いたものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、申請年度における補助対象額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と20,000円に申請年度における補助対象期間の月数を乗じて得た額とのいずれか少ない方の額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに市長が別に定める日までに亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付申請（請求）書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請年度の前年度に補助金の交付を受け、かつ、前年度から引き続き同一の市内保育施設等に雇用されている者が前項に規定する交付申請を行おうとするときは、前年度からその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

（交付の決定及び交付）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び交付する補助金の額を決定

し、亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するとともに、交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助開始日から起算して2年を経過する日までの間に正当な理由がなく自己都合によって退職をしたとき。
- (3) 申請年度において、年度末までに正当な理由がなく自己都合によって退職をしたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、亀岡市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第14号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和6年2月29日から令和6年3月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 18069
- (2) 路線名 下西裏線
- (3) 起 点 変更前 亀岡市篠町篠下西浦40番地の1先
変更後 亀岡市篠町篠下西裏40番地の1先
- (4) 道路の変更区域

| 変 更 区 間 | 変 更 前 後 別 | $\frac{\text{変更区間最小幅員}}{\text{変更区間最大幅員}}$ | 変更区間 延 長 | 備 考 |
|---|--------------|---|-------------|----------------------------------|
| 亀岡市篠町篠下西裏29番地の6から 亀岡市篠町篠下西裏29番地の10まで | 前 | $\frac{6.00\text{m}}{6.22\text{m}}$ | 46.09m | 変更後路線幅員 最小 4.53m 最大 13.96m |
| 亀岡市篠町篠下西裏29番地の6から 亀岡市篠町篠下西裏29番地の10まで | 後 | $\frac{6.06\text{m}}{10.44\text{m}}$ | 46.09m | 変更後路線延長 271.90m |

- 2 (1) 路線番号 18091
- (2) 路線名 イカノ辻伊保良線
- (3) 道路の変更区域

| 変 更 区 間 | 変 更 前 後 別 | $\frac{\text{変更区間最小幅員}}{\text{変更区間最大幅員}}$ | 変更区間 延 長 | 備 考 |
|--|--------------|---|-------------|---------------------------------|
| 亀岡市篠町篠下西裏41番地の6から 亀岡市篠町篠下西裏42番地の6まで | 前 | $\frac{7.42\text{m}}{9.28\text{m}}$ | 44.99m | 変更後路線幅員 最小 6.03m 最大 9.46m |
| 亀岡市篠町篠下西裏41番地の6から 亀岡市篠町篠下西裏42番地の6まで | 後 | $\frac{7.42\text{m}}{9.46\text{m}}$ | 44.99m | 変更後路線延長 204.55m |

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第7号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年2月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 水施工第4号 |
| (2) 工事名 | 犬甘野配水池区域拡張に伴う送水管整備工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市西別院町犬甘野地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 自動水位調整弁設置工 2式 送水管布設工（1-A：バイパス管HPPE φ50） L=30.7m 送水管布設工（1-B：バイパス管HPPE φ50） L=13.4m 舗装本復旧工 A=80.0㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 7,425,000円 【入札書比較価格（税抜） 6,750,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から80日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和6年2月2日（金） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和6年2月2日（金） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和6年2月8日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年2月9日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和6年2月13日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和6年2月7日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年2月14日（水） 午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年2月16日（金） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和6年2月20日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年2月21日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和6年2月22日（木） 午前10時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により亀岡市森林整備計画を樹立することについて、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を供する。

なお、亀岡市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、亀岡市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和6年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間 令和6年2月5日から
令和6年2月29日まで

「揭示済」

亀岡市公告第9号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 検算用積算システムの賃貸借
- (2) 納入場所 亀岡市役所
- (3) 契約概要 検算用積算システムの賃貸借 一式
- (4) 契約期間 契約日から令和11年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (6) 最低制限価格 不採用
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除
- (9) その他 本契約は長期継続契約のため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において予算の議決がされなかった場合は、本契約行為について停止等を行うことがある。

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和5年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、第1希望又は第2希望が「26 リース・レンタル」又は「29 電算関連（情報・通信サービス）」であること。
- (2) 過去10年間に於いて、京都府下自治体への同種商品の納入（リース含む。）実績があること。
- (3) 京都府下又は近隣に営業拠点があり、亀岡市役所に概ね2時間程度で来庁できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後、2年間を経過しない者を含む。）

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 積算システム納入実績（リース含む）等調書（様式2）
- (3) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式3）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-----------------------|---|--|
| 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和6年2月9日（金） 午後3時から 令和6年2月27日（火） 午後5時まで | 1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上、配布期間内の受付時間中（令和6年2月9日は午後3時から午後5時まで、令和6年2月13日以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。 |
| 確認申請書等の受付 | 令和6年2月28日（水） 正午まで | 入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| | | <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年2月28日（水）正午までに契約検査課必着とし、郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p> |
| <p>入札参加資格確認通知書の送付</p> | <p>令和6年3月1日（金）までに発送</p> | <p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p> |
| <p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p> | <p>確認申請書等に関する質問 令和6年2月27日（火）午後5時まで 仕様書等に関する質問 令和6年3月5日（火）正午まで</p> | <p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式4）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡</p> |

| | | |
|-------------|---|--|
| | | がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。 |
| 質問に関する回答 | 確認申請書等に関する回答 随時 仕様書等に関する回答 令和6年3月7日（木） 午後5時まで | <p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに情報公開システムに掲載する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p> |
| 同等品承認申請書の受付 | 令和6年3月11日（月） 正午まで | <p>同等品承認申請書の受付については、申請書（様式5）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにファイル（申請書及びカタログ等）を添付して提出すること。なお、添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>提出後、申請書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、申請書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>また、指定の期日を超えて同等品承認申請書の提出があった場合は無効とする。</p> |
| 同等品承認結果の通知 | 令和6年3月13日（水） 午後5時まで | <p>同等品承認結果の通知については、当該公告に示す日時までに情報公開システムに掲載する。</p> <p>受付期日までに情報公開システムにて通知がない場合は、基本的に申請はなかったものとする。</p> <p>同等品申請については、「同等品承認申請書」を申請した者のみ、自身が承認を受けた同等品での入札を可能とする。なお、同等品申請を行い、承認を受けた場合でも入札仕様書に記載の物品で入札を行うことは可能とする。</p> |
| 入札日時 | 令和6年3月15日（金） 午前10時（厳守） | 入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり |

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式6）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「検算用積算システムの賃貸借」の月額使用料とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は十円止めとし、その表示方法は「××, ××0円」とする。間違っって十円未満まで記入した入札書は有効とするが、十円未満は切り捨てるものとする。
- (7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式7）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様

式8）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

- イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

- イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

- ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

- エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

- オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

- カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
- キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者
- ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者
- コ その他入札条件に違反した者
- (10) 落札者の決定方法
 - ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- (11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課

(電話番号 0771-25-5041)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第10号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年2月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和6年2月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第11号

亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業概要

(1) 事業名

亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）

(2) 事業内容

市庁舎において、再生可能エネルギーの利用促進による温室効果ガスの削減を図るため、初期投資ゼロの第三者所有モデル（PPA事業）による太陽光発電設備等導入事業を実施する。PPA事業者の費用負担で、太陽光発電設備を設置・運用・維持管理を行い、市は、太陽光発電設備で発電した電気を利用し、利用した分の電気代をPPA事業者を支払う。

(3) 事業期間

令和6年度～令和26年度（20年間）

(4) 事業限度額

債務負担行為の限度額
135,760千円（予定）

2 その他

詳細は、亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第12号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 浸出水処理施設他運転管理業務委託
- (2) 業務場所 仕様書のとおり
- (3) 業務種別 運転管理・水質管理・保守管理業務
- (4) 業務概要 仕様書のとおり
- (5) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約)
- (6) 最低制限価格 不採用
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれの

ある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 「令和5年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、第1希望又は第2希望が「23 保守管理業務」であること。
- (7) 一般廃棄物処理を対象とした管理型最終処分場の浸出水処理施設（浸出水処理能力が60m³/日以上）かつ公共井水供給施設（1日最大給水量が18m³/日以上）において、契約期間中全てが委託業者のみによる24時間運転（委託範囲に施設内点検及び小修繕を含む。）の実績があること。

実績については、令和6年2月1日時点において契約中であるとともに、直近5年以内で過去2年以上連続して業務を履行している実績（同一契約先であって、単年・複数年の別を問わない。）を、近畿圏内（2府4県）で1件以上とする。

なお、契約先は地方公共団体又は一部事務組合とし、元請単独企業として契約したものとす

- (8) 業務の履行において、次に掲げる有資格者を自社において全て保有していること。
 - ア 最終処分場技術管理士
 - イ 第一種電気工事士
 - ウ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
 - エ 酸素欠乏危険作業主任者
 - オ 水道技術管理者
 - カ 水道施設管理技士（浄水3級）
- (9) 単独企業での入札とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設運転業務実績調書（様式2）
- (3) 飲料水供給施設運転業務実績調書（様式3）
- (4) 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設における設備修繕実績調書（様式4-1）
飲料水供給施設における設備修繕実績調書（様式4-2）
- (5) 業務従事者予定者名簿（様式5）
- (6) 業務従事者予定者経歴書（様式6）
- (7) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式7）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|------------------------------|---|---|
| <p>一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間</p> | <p>令和6年2月21日（水） 午後3時から 令和6年3月6日（水） 午後5時まで</p> | <p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和6年2月21日（水）は午後3時から午後5時まで、令和6年2月22日（木）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。</p> |
| <p>確認申請書等の受付</p> | <p>令和6年3月6日（水） 午後5時まで</p> | <p>入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年3月6日（水）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p> |
| 入札参加資格確認通知書の送付 | 令和6年3月8日（金）までに発送 | <p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p> |
| 確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付 | <p>確認申請書等に関する質問 令和6年3月6日（水） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和6年3月12日（火） 正午まで</p> | <p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式8）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p> |
| 質問に関する回答 | <p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和6年3月14日（木） 午後5時まで</p> | <p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p> |
| 入札日時 | 令和6年3月18日（月） 午前10時（厳守） | <p>入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり</p> |

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式9）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の業務の合計金額（3年間の総額）とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違っ

て千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式10）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式11）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置

を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札に参加できるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

(7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス : sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第13号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------|--------------------|------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第9号 | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（篠工区その1） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | 配水管 | |
| | ・ HPPE φ100 | L = 232.0m |
| | ・ HPPE φ75 | L = 399.8m |
| | ・ HPPE φ50 | L = 266.8m |
| | ・ HIVP φ25 | L = 36.0m |
| | 給水管 | 167戸 |
| | 仮設管 | 1式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から240日間 | |
| (7) 部分払 | 無 | |

- (8) 前金払 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,500万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施

設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和6年2月22日（木） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和6年2月22日（木） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和6年3月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年3月8日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和6年3月11日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和6年3月6日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年3月12日（火）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年3月14日（木） 午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |

| | | | |
|----------------|--|------------------------------|-------------|
| 入札期間 | 令和6年3月18日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年3月19日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり | |
| 予定価格の公表 | 令和6年3月19日（火）午後4時以降 | 入札情報公開システムによる | |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和6年3月22日（金）正午まで | 共通事項5-2のとおり | |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和6年3月25日（月）午後5時まで | 共通事項5-2のとおり | |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和6年3月25日（月） 午前10時 | 令和6年3月26日（火） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和6年3月26日（火） 午前9時から午後3時まで | 令和6年3月27日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和6年3月26日（火） 午後3時以降 | 令和6年3月27日（水） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できなるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより

送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

任免及び辞令

小川 克己

亀岡市監査委員の辞職を承認します

令和6年2月6日

齊藤 一義

亀岡市監査委員に選任します

松山 雅行

(各 通)

大塚 建彦

木村 勲

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

小林 仁

(各 通)

大石 慶明

林 徹司

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和6年5月31日までとします

令和6年2月7日

堀下 孝次

(各 通)

廣瀬 理恵子

湊 妙子

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します

任期は令和7年2月6日までとします

令和6年2月15日

教育委員会欄

任免及び辞令

大橋 洋子

亀岡市社会教育委員に委嘱します

任期は令和6年6月30日までとします

令和6年2月6日

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和6年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年2月29日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日時

令和6年3月5日(火)
午後1時30分から

2 場所

亀岡市役所 別館3階会議室

3 議題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について
- ・第5号議案 令和6年4月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・利用権設定)
- ・報告第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について
- ・報告第2号 荒廃農地に係る非農地判断について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年2月7日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------------|----------------|-----------------------|
| 337 | 株式会社 溝口設備工業 | 代表取締役 溝口 一幸 | 京都市右京区西京 極午塚町131番4 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和6年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年2月7日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------------|----------------|-----------------------|
| 320 | 株式会社 溝口設備工業 | 代表取締役 溝口 一幸 | 京都市右京区西京 極午塚町131番4 |

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年2月8日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|------------------|----------------|------------------|
| 335 | 株式会社 N-Vision | 代表取締役 中村 信幸 | 広島市中区鶴見町 8-57 |

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年2月29日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年2月29日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|---------------|----------------|-----------------------|
| 336 | 株式会社 エイジ工業 | 代表取締役 山下 瑛史 | 京都市北区西賀茂 北山ノ森町6番地4 |

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和6年2月29日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年2月29日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|---------------|----------------|-----------------------|
| 319 | 株式会社 エイジ工業 | 代表取締役 山下 瑛史 | 京都市北区西賀茂 北山ノ森町6番地4 |

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第1号

令和6年2月16日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和6年7月31日までとする。

令和6年2月29日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

1 3

「揭示済」